

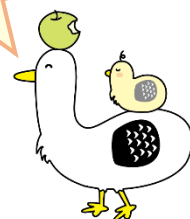
## 給食・お弁当費用負担軽減のため

月額2,500円

月額5,000円

すべての第2子・第3子以降を対象に  
給食費等支援金を支給します支援  
方法

保護者に「給食費等支援金」を支給

第2子 ……月額 2,500円第3子以降 ……月額 5,000円給食費・給食回数  
は関係ないよ！対象  
子ども

下記のすべてに該当する子ども

- ① 月の初日において、次のいずれかである
  - a) 松戸市の施設等利用給付認定(2号)を受けている
  - b) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業にかかる松戸市の給付金の支給対象である
- ② 年少・年中・年長クラスに在籍している
- ③ 年齢制限なく同一世帯の子どもを上から数えて第2子以降である

申請  
方法

【申請者】 対象となる子どもの保護者

【申請方法】 年度ごとに申請（申請書又は電子申請）

【支給方法】 保護者の口座に振り込み

【支給時期】 11月下旬（4月～9月分）、翌5月下旬（10～翌3月分）  
（目安）

※給食費は施設にお支払いください。

さっそく申請手続きへ！  
（裏面）

松戸市 子ども部

保育課

☎047-366-7351

幼児教育課

☎047-701-5126



# 申請の手続きについて

## 【申請方法】

令和5年度分の申請として、「松戸市オンライン申請システム」または「給食費等支援金支給申請書」により申請してください。

電子申請フォーム



※本人確認書類と通帳等の電子データが必要です。

申請書ダウンロード



※通帳等のコピーを添付してください。

## 【申請期限】

**令和5年9月15日(金)必着 ※厳守**

- ※ 上記期限までに申請がない場合は、前期(4~9月)分は支給されませんので、十分にご注意ください。
- ※ 後期分からの支給対象者（令和5年9月2日以降に要件を満たす方）は、2週間以内を目安に随時申請。  
【最終申請期限：令和6年3月15日(金)】

## 【よくある質問Q&A】

Q1) 第2子・第3子以降ってどう数えるの？

A1) 同一世帯で生計が同じ子どもを、最年長者から順番に数えます。数える子どもに年齢制限はありません。

Q2) 給食費として支払った額以上にもらえるの？

A2) 給食費等支援金は、給食費だけでなくお弁当にかかる費用負担の軽減も目的としています。園での給食回数にかかわらず、また園が定める給食費の額に関係なく、原則として一律支給になります。

Q3) 月途中から支給要件を満たす場合は？

A3) 初日を基準日とするため、例えば6月15日から支給要件を満たす場合は、7月分から支給対象になります。

Q4) 10月に入園(転入)したけど、いつまでに申請すればいい？

A4) 後期分からの支給対象者(9月2日以降に認定を受けた人)は、入園(転入)後2週間以内を目安に速やかに申請してください。  
なお、最終申請期限までに申請がない場合は、支給されませんので、十分にご注意ください。

Q5) 申請後に、世帯状況が変わった(再婚により子の人数が変わった、申請者が保護者ではなくなった)場合に、必要な手続きは？

A5) 変更後2週間以内に、変更の届出をしてください。

Q6) 振込先口座は指定できるの？

A6) 申請者と同一名義の口座を指定してください。申請後に、名義変更した場合などは、必ず市にご連絡ください。



## 【問い合わせ先】

<施設等利用給付認定の2号認定を受けている方>

担当課：保育課 入所入園担当室

電話：047-366-7351

メール：mchoiku@city.matsudo.chiba.jp

<地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業にかかる給付金の支給対象の方>

担当課：幼児教育課

電話：047-701-5126

メール：mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp